

第8章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業の実施による環境への影響について調査、予測及び評価を行った結果、いずれの環境要素に対しても、影響は回避又は低減されるものと評価した。

なお、本事業の実施にあたっては、「第2章 事業の目的及び内容」に記述した排出ガス処理計画や騒音・振動防止計画などの公害防止措置、工事や景観、温室効果ガスなどについての環境保全措置を確実に実施するとともに、排出ガス濃度の常時モニタリングや必要な事後調査の実施により環境の状態を監視する。

工事中、供用後に環境に影響が生じた場合、またそのおそれがある場合には、速やかに対策を講じることにより、環境の保全に万全を期すこととする。